

かざぐるま居宅介護支援事業所 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(愛知県指定 第2371502044号)

当事業所はご利用者様に対して指定居宅介護支援サービスを提供致します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明致します。

居宅介護支援とは・・・

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施致します。

- ご利用者の心身の状況やご利用者とのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成致します。
- ご利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握致します。
- 必要に応じて、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更致します。

※ご利用者は事業者に対し、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事ができます。

※ご利用者は事業者に対し、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業所の概要

法人	名称	有限会社 ソシオ
	所在地	名古屋市名東区猪高台2丁目1201番地
	法人種別	営利法人
	代表者名	東 賢司
	電話・FAX 番号	052-768-5600 ・ 052-768-5154
事業所	事業所名称	かざぐるま居宅介護支援事業所
	所在地	名古屋市名東区猪高台2丁目1201番地
	電話・FAX 番号	052-768-5600 ・ 052-768-5154
	管理者名	箕浦 良
	事業の目的	指定居宅介護支援事業
	事業所番号	2371502044
	対象者	被保険者(介護保険)
	サービス実施地域	名古屋市
	営業日	月曜日から金曜日(土日祝祭日はお休み)
	営業時間	9:00~18:00
	サービス提供時間	9:00~18:00
	運営の方針	事業所の介護支援専門員は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います 事業の実施にあたっては、ご利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、配慮して行います。 事業の実施にあたっては、ご利用者様の意志及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。 事業の実施にあたっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

2. 職員の体制

当事業所では、ご利用者様に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈 主な職員の配置状況 〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しております。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1名			1名
2. 介護支援専門員		1名	1.5名	1名以上

3. 当事業所が提供するサービス内容と利用料金

当事業所では、居宅介護支援サービスとして次のサービスを提供致します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご利用者様の利用負担はありません。

(1) サービス内容と利用料金

〈 サービスの内容 〉

①居宅サービス計画の作成

ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス計画及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成致します。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉

① 事業所は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

② 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご利用者様又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。

③ 介護支援専門員は、ご利用者様及びその家族の置かれた状況等を考慮して、ご利用者様に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成致します。

④ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案が盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について、ご利用者様及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ ご利用者様及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

- ・ ご利用者様の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご利用者様が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者様双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

ご利用者様が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者様が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜を供与します。

〈 サービス利用料金 〉

(1) *別紙参照願います

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービス提供に際し、要した交通費の実費を頂くことがあります。

4. サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上、不相当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、ご利用者様から特定の介護支援専門員の指名はできません。

5. 従業員証明書の携行

サービス従事者は常に従業員身分証明書を携行し、ご利用者様またはそのご家族から求められた時はいつでも提示するものとします。

6. 虐待の防止に関する措置

当事業所は、ご利用者様の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等の必要な体制整備を行うと共に、その従業者に対し、研修や指導をする等の措置を講じるものとします。

7. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当該事業所に対する苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けています。

○ 苦情受付窓口（担当者）

管理者 箕浦 良

○ 受付時間

午前 9 時～午後 6 時

(2) 行政機関その他苦情受付機関

愛知県 国民健康保険団体連合会	052（971）4165
健康福祉局介護保険課 居宅指導担当	052（959）3087
名東区介護福祉係	052（778）3097

8. 個人情報の使用等及び秘密の保持

①当事業所及びその従業者は、ご利用者様及びそのご家族の個人情報を、次に掲げるサービス提供のために必要な範囲内において使用、提供または収集(以下、「使用等」とします)させて頂くとともにご利用者様及びそのご家族は、予めこれに同意するものとします。

1. ご利用者様にサービス提供をするために必要な場合
2. ご利用者様にかかわる居宅サービス計画及び介護計画の立案、作成及び変更に必要な場合
3. サービス担当者会議その他介護居宅専門員及び関係サービス事業所との情報共有及び連絡調整のため必要な場合
4. ご利用者様が医療サービスの利用を希望され、主治医の意見を求める必要がある場合
5. ご利用者様の容態の変化などに伴い、ご親族、医療機関及び行政機関に緊急連絡を要する場合
6. 行政機関の指導または調査を受ける場合
7. サービスの質の向上を目的とした第三者評価期間による評価を受ける場合

8. 災害時、緊急事態発生時において、行政や地域団体、医療機関等に安否確認情報を提供する等、生命、身体保護のために必要な場合

- ②ご利用者様及びそのご家族の個人情報に関して、ご利用者様から開示または訂正の要求がある場合には、所定の方法に従い、開示または訂正するものとします。
- ③当事業所及びその従業者は、サービスを提供する上で知り得たご利用者様及びそのご家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らさないものとします。この守秘義務は、従業者退職及び本契約終了後も同様とします。

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

サービス提供事業所

所在地 名古屋市名東区猪高台二丁目1201番地

名 称 かざぐるま居宅介護支援事業所

説明者 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

< ご利用者様 >

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

< 代理人 > (ご利用者様との続柄：)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

重要事項説明書 別表（料金表）

令和8年3月1日 改定

① 居宅介護支援費

- ・要介護認定を受けておられる方は、介護保険から全額給付されるため自己負担はありません。（事業者は法律の規定に基づいて、介護保険からサービス料金に相当する給付を直接受領すること（法定代理受領）になっています。）
- ・利用者様の保険料滞納のため、法定代理受領が出来なくなった場合、要介護度に応じて下記の金額（1ヶ月あたり）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、保険者の窓口に提出することで、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費（Ⅰ）	（一）居宅介護支援費（ⅰ）	要介護1、2	1,086 単位/月	※1
		要介護3～5	1,411 単位/月	
	（二）居宅介護支援費（ⅱ）	要介護1、2	544 単位/月	
		要介護3～5	704 単位/月	
	（三）居宅介護支援費（ⅲ）	要介護1、2	326 単位/月	
		要介護3～5	422 単位/月	
居宅介護支援費（Ⅱ）	現在は算定していません			
初回加算			300 単位/月	※2
入院時情報連携加算	現在は算定していません			
退院・退所時加算				
小規模多機能居宅介護支援事業所加算				
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算				
緊急時等カンファレンス加算				
ターミナルケアマネジメント加算				
特定事業所加算				

※1 居宅介護支援費（Ⅰ）については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件未満である場合、45件以上60件未満の部分については（ⅱ）を、60件以上の部分については（ⅲ）を算定する

※2 初回加算とは

- ① 介護支援専門員が新規でケアプラン（居宅サービス計画）を作成した場合
- ② 要支援者が、要介護認定を受けた時や、要介護状態区分が2区分以上変更して認定を受けた際に、ケアプランを新たに作り直す場合

に適用されます

②減算

特定事業所減算・・・・・・200単位/月

すべての居宅介護支援事業所が、判定期間内に作成した居宅サービス計画（予防は含まれません）において、もっとも紹介件数の多い法人事業所の割合を算出し、同一法人事業所が80%を超える場合に減算を行うこと。

※1単位は、11.05円で計算しています。